平成２３年（フ）第１６号
岡山県美作市川北23番地
債務者　中島　康裕
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１８号
岡山県美作市川北23番地、住民票上の住所岡山県勝田郡奈義町広岡1249番地１
債務者　穿ファッションこと　尾藤　　晃
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１１９号
静岡県湖西市新居町新居96番地
債務者　近藤　敏雄
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
静岡県湖西市新居町新居96番地
債務者　近藤　美江
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９６２号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―111
破産者　小川　　孝
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６８号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―111
破産者　小川　和子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４８号
さいたま市中央区下落合３丁目13番25号、開始決定時の住所さいたま市桜区大字白鍬187番地３
破産者　近藤　大介
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
鹿児島県鹿児島市吉野町11446番地３　モナリエ磯102号
破産者　福島　卓也
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
長崎県長崎市田中町1434番地１　シティハイムレトア102号室、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ1410号
破産者　岩住　康弘
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
長崎県長崎市大井手町43番地　クレベール大井手403号
破産者　山﨑　高義
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
沖縄県那覇市繁多川４丁目12番52号　大喜荘201
破産者　新垣　政人
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３８１号
北海道石狩市緑ケ原２丁目105番地
破産者　森　　克己
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７５号
名古屋市名東区名東本通２丁目36番地の１　星ヶ丘レジデンス601号
破産者　佐藤　由香
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１８号
名古屋市中川区戸田西３丁目1913番地
破産者　太田ひとみ
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１６号
名古屋市緑区曽根１丁目76番地　ベルグリーン１－Ｂ号
破産者　林　　定雄
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１１号
愛知県東海市荒尾町上平井25番地の３
破産者　山口由起子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９５号
大阪市北区本庄東３丁目９番13号　レジデンス旭602号室、事業所所在地大阪市北区本庄東１―10―16
破産者　スナックさわこと　出野上フサヱ
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部